



第3章

自作の電気自動車で公道に出ちゃおう!

車検の通しかた

浅井 伸治
Shinji Asai

そもそも「車検」って何?

● クルマの安全性や所有権を認める検査

車検とは「自動車検査登録制度」を略したものです。国土交通省の行う検査によって安全に使用できる車であることを確認し、その車の所有権を法律的に認めてもらうことがその内容です。

車は、故障などで操作不能に陥れば、人命に関わる、ある意味危険な乗り物でもあります。従って、車種や用途ごとに一定期間(1~3年)が経過すれば、再び検査・更新が必要となります。

● 車検をパスしていないクルマで公道を走れない

あまり罪の意識がないかもしれませんが、車検が切れた状態で公道を走るとは、りっぱな道路運送車両法違反です。製作中の電気自動車を公道でテストするなどもってのほかです。公道テストは、自賠責保険に加入して臨時運行許可書(仮ナンバ)を市町村役場にて入手しなければなりません。

● コンバートEVを作るなら構造変更検査が必要 車検には以下のような種類があります。

- 新規検査：新たに自動車を所有して使う際に、登録を受ける車検
- 継続検査：一定期間経過後の再検査・更新
- 構造変更検査：車検証の記載項目に変更が生じた改造や、安全性に関わる改造を行った場合に受ける検査。別名「公認車検」

このうち本稿では、第2章で紹介したコンバートEV(ガソリン車を電動に改造した電気自動車)の構造変更検査について、詳しく解説します。

車検が必要な車と不要な車

車検が必要な車と不要な車が決められています。

既存のガソリン・エンジン車を電気自動車に改造する場合は車検が必要です。車検が不要な車両を表1に示します。軽二輪のカテゴリがモータ出力1000W以上で上限がなく電動バイクとしておもしろそうですが、任意保険のことを考えると年間10万円ほどかかりま

表1 車検を必要としない電動車両区分

区分(種類)	モータ出力 [W]	法定速度 [km/h]	大きさ [m]	税金 [円/年]	その他
原付き(1種) (原動機付自転車のこと)	600まで	30	長さ:2.5 幅:1.3 高さ:2.0	1,000	排気量50ccに相当する
原付き(2種)	1000まで	50		1,600	-
軽二輪	1000以上, 上限なし	なし (ただし、道路の 法定速度がある)		2,400	自賠責保険8,620円/年
シニアカー (3輪または4輪)	-	6以下	長さ:1.2 幅:0.7 高さ:1.9	なし (ナンバ不要)	歩行者扱い(歩道を通行)
ミニカー	600まで	60 (普通自動車扱い)	長さ:2.5 幅:1.3 高さ:2.0	2,500	自賠責保険8,620円/年